

とちぎの子どもや子育てを県民総ぐるみで支援します

とちぎの子ども・ 子育て支援条例



平成31(2019)年1月1日施行

子どもは、一人一人がかげがえのない存在であり、次代を担う社会の宝です。子どもが健やかに生まれ、育ち、豊かな人生を送ることができる地域社会の実現は、全ての県民の願いです。

しかし近年、未婚化や晩婚化などにより急速に少子化が進行するとともに、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを背景として、家庭や地域の子どもを育てる力の低下、子育て家庭の孤立化、児童虐待の増加などの様々な問題が生じています。

県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現を図るためには、県民一人一人が子ども・子育て支援に関する理解を深め、関係者の相互の連携の下、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援する取組を一層進めていく必要があります。

そこで、子ども・子育て支援について県を挙げて取り組むため、この条例を制定しました。



基本理念

1

子どもの権利を保障し、その最善の利益を考慮します。

3

県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業者及び県民の相互の連携及び協力の下に社会全体で取り組みます。

2

結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援を行います。

4

結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されるよう配慮します。

関係者の責務等



県(第4条)

○子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定・実施します

県と市町村との協力(第5条)

○施策が円滑・効果的に推進されるよう相互に連携・協力します

保護者(第6条)

○深い愛情をもって子どもを健やかに育てます

子ども・子育て支援機関等(第7条) ※子ども・子育て支援を行う機関・団体

○子ども・子育て支援を積極的に推進します
○県・市町村が実施する施策に協力するよう努めます

事業者(第8条)

○雇用環境の整備に努めます
○県・市町村が実施する施策に協力するよう努めます

県民(第9条)

○子ども・子育て支援について理解と関心を深めます
○県・市町村が実施する施策に協力するよう努めます



基本計画(第10条)

○子ども・子育て支援に関する基本的な計画(基本計画)を定めます



とちぎの子ども育成憲章(第11条)

子どもの健やかな成長を促進するための県民の行動指針

明日を担う子どもたちが 夢と希望を持ち 心豊かでたくましく成長することは 県民すべての願いです

わたしたちは 子育てに積極的にかわり子どもたちをみんなで育てていく決意を込め ここに憲章を制定します



わたしたちは

- 一、子どもたち一人ひとりを尊重し **命**を大切にします
- 一、子どもたちとのかかわりを深め **思いやり**の心をはぐくみます
- 一、子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい 社会の一員としての **自覚**を育てます
- 一、一人ひとりが子どもたちの **手本**となるよう行動します
- 一、とちぎの豊かな自然 伝統 文化を守り 子どもたちに**引き継ぎ**ます

子ども・子育て支援に関する基本的施策

子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成(第12条)

結婚の支援等(第13条)

母子保健医療体制の充実等(第14条)

地域における子育て等の支援(第15条)

教育環境等の整備(第16条)



生活環境の整備(第17条)

職業生活と家庭生活との両立支援(第18条)

困難を有する子ども等及び家庭への支援(第19条)

家庭の日(第20条) ※毎月第3日曜日

財政上の措置(第21条)



お問合せ先

栃木県保健福祉部こども政策課

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館5階
電話番号:028-623-3068 ファックス番号:028-623-3070
Email:kodomo@pref.tochigi.lg.jp

条例本文はここから検索できます

[<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kodomo-jourei.html>]



とちぎの子育て情報サイト

笑顔いっぱい



とちぎの子育て情報サイト

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kodomo/kosodatesien/>

